

令和8年2月10日

令和8年2月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

令和8年2月10日

◎ 議事日程 第1号

令和8年2月10日（火曜日）午後1時00分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第1号 専決処分について

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第5 議案第3号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第6 議案第4号 令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第7 議案第5号 令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

◎本日の会議に付した事件

	ページ
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議案第1号 専決処分について	
新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	4
日程第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	4
日程第5 議案第3号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	4
日程第6 議案第4号 令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
	4

日程第7 議案第5号 令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・4

◎出席議員（28名）

古 泉 幸 一	波 多 恵 理	高 橋 浩 輔
馬 場 博 文	山 本 博 文	三 母 高 志
住 安 康 一	森 山 一 理	村 山 達 也
加 藤 秀 之	鈴 木 一 之	田 中 立 一
宮 澤 一 照	羽 下 貢	遠 藤 智 子
佐 藤 定	星 直 樹	田 中 せつ子
羽田野 孝 子	高 崎 美由貴	花 井 讓 温
池 井 豊	入 倉 政 盛	岸 野 雅 人
村 山 郁 夫	酒 井 久 雄	平 田 広
神 丸 勝 博		

◎欠席議員（2人）

中 山 眞 二	島 明日香
---------	-------

◎説明のため出席した者

広 域 連 合 長	磯 田 達 伸
事 務 局 長	高 橋 裕
業 務 課 長	丸 山 吉 之
総 務 課 総 務 係 長	杉 田 潤
総 務 課 企 画 係 長	高 橋 良 子
業 務 課 医 療 給 付 係 長	渡 邊 喜 子
業 務 課 資 格 保 険 料 係 長	大 澤 秀 明

◎職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	五十嵐 草 子
議 会 事 務 局 員	倉 島 みどり
議 会 事 務 局 員	皆 川 良 太

午後 1 時 00 分 開議

○議長（古泉幸一）

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。監査委員より、昨年 8 月から本年 1 月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査の結果についての提出がありました。検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここに御報告を申し上げます。

次に、本日この会議において報道関係者から写真撮影等の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしましたので、御了承願いたいと思います。

○議長（古泉幸一）

これより、令和 8 年 2 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は 28 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定による定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（古泉幸一）

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、山本博文議員及び神丸勝博議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 2、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

- △日程第 3 議案第 1 号 専決処分について
新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
- △日程第 4 議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第 5 議案第 3 号 令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- △日程第 6 議案第 4 号 令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- △日程第 7 議案第 5 号 令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

次に、日程第 3、議案第 1 号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について」から日程第 7、議案第 5 号「令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）

はい。議長。

○議長（古泉幸一）

磯田広域連合長。

〔広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（磯田達伸）

広域連合長の磯田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

議員の皆様方には日頃から当広域連合の運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当広域連合では、昨年から令和8・9年度の保険料率の改定作業を進めてまいりました。今回の改定では、剰余金を投入することで、保険料率の上昇を大幅に抑制することといたしましたが、医療給付費が今後も増加傾向にあることや、医療保険制度改革の影響による後期高齢者負担率の上昇などのため、保険料を引き上げる内容となっております。加えて、令和8年度から保険料と合わせて子ども・子育て支援金を徴収することとなります。

後期高齢者医療制度を持続可能なものとするためには、応分の御負担をお願いしなければならないことから、各市町村と連携して、被保険者の皆様に丁寧な広報・周知を行い、引き続き、安心して医療を受けられるよう、努めてまいります。

本定例会では、保険料率の改定に係る条例改正案を含め、5件の議案を提案させていただきます。

それでは、議案第1号から第5号につきまして、順に説明させていただきます。

はじめに、議案第1号は、専決処分についてです。これは、新潟県市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告です。

新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する事務において、令和8年3月31日をもって村上市及び南魚沼市が脱退することに伴い、規約を変更するものです。新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があったことから、昨年11月25日付けで専決処分をさせていただいたということです。

次に、議案第2号は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。

これは、令和8年度及び9年度の保険料率を改定するとともに、国の制度改正に伴い所要の改正を行うものです。被保険者数や1人当たり医療給付費の増加推移に加え、診療報酬改定や国の制度改正を踏まえ、次期医療分の保険料率における均等割額を49,200円とするほか、令和8年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に関する規定を定めるなど所要の改正を行うものです。

次に、議案第3号、令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてです。

内容としましては、国庫支出金を活用し、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等の取組に係る経費を補正するほか、出産育児支援金の減額と合わせて、特別高額医療費共同事業拠出金及び過年度保険料還付金の精算に係る

経費を増額し、歳入歳出予算に、それぞれ 1,710 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,109 億 8,348 万円とするものです。

次に、議案第 4 号、令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてです。これは、広域連合の運営に係る事務的経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 17 億 2,361 万 6,000 円とするものです。

次に、議案第 5 号、令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、主に後期高齢者医療制度の給付に係る経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,246 億 4,611 万 6,000 円とするものです。

私からの説明は以上ですが、事務局長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。

◎事務局長（高橋裕）

はい。議長。

○議長（古泉幸一）

高橋事務局長。

〔高橋事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（高橋裕）

それでは、議案第 1 号から第 5 号についての補足説明をさせていただきます。

事前に送付させていただいております冊子の「令和 8 年 2 月議会定例会提出議案の概要」により、議案の概要につきまして説明いたします。

お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」の表紙をおめくりいただき、1 ページをお開きください。

議案第 1 号「専決処分について 専決第 4 号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更について」です。

おめくりいただいて 3 ページです。

はじめに規約変更の理由です。当広域連合が加入する新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する採用試験及び昇任試験に関する業務において、令和 8 年 3 月 31 日をもって村上市及び南魚沼市が脱退することに伴う規約の変更です。

次に専決処分とした理由については、規約の変更に際し、新潟県市町村総合事

務組合へ提出する規約変更協議書の提出期限が本年1月16日とされていたため、それまでの間に議会の招集が困難であったことから昨年11月25日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、7ページを御覧ください。

議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて9ページを御覧ください。

はじめに一部改正の理由です。「令和8年度及び9年度の保険料率の改定」、「令和8年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金」の新設、国の制度改正に伴う「保険料賦課限度額の引上げ」及び「低所得者に対する保険料軽減対象者の拡充」などを行うための所要の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要について説明をさせていただきます。

このたびの改正は、今ほど申し上げましたように大きく4項目ございます。条例の具体的な条項の改正についての説明に先立ち、この4項目の内容について、説明をさせていただきます。

23ページ、「議案第2号 参考資料」を御覧ください。

1つ目の改正項目は、「保険料率の改定」です。

はじめに「概要」です。後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、おおむね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。

本年度は、令和8年度及び令和9年度の保険料率についての見直しの時期にあたり、国から示された基礎数値と今後予想される被保険者数、医療費の動向などを踏まえ、算定を行った結果、保険料率の引き上げを必要とする結果となったものです。

次に「医療費と財源」について、下の図を御覧ください。

後期高齢者医療制度では、費用の約99%が医療給付費となりますが、その財源につきまして、原則として約5割を公費負担、約4割を若年者・現役世代からの支援金である後期高齢者交付金、残りの約1割、網掛け部分を保険料で賄うこととされています。

この保険料で賄う比率を後期高齢者負担率といい、これは国から示される数値で、制度開始当初は10%と設定されていましたが、料率の見直しの都度に増加してきました。高齢者が増加する一方、若年者が減少する現状を踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るため、今回の算定では、後期高齢者負担率を12.67%から13.27%に変更するよう国から示されました。それに加え、医療給付費や出産育児支援金などが増加したことにより、結果として保険料率が引き上がりました。

次に24ページの「算定の条件」を御覧ください。

まず、被保険者数の推計にあたっては、団塊の世代の年齢到達後も増加傾向を

予測し、令和7年度被保険者数の推計人数に対して、令和8年度伸び率1.40%を、令和8年度被保険者数の推計人数に対して、令和9年度の伸び率1.24%を見込みました。

次の医療費と医療給付費ですが、直近の実績を基に増加を予測し、令和8年度の伸び率として、医療費では3.27%、医療給付費では3.92%を見込み、令和9年度の伸び率として、医療費では5.13%、医療給付費では5.29%を見込みました。

次の診療報酬改定による給付費への影響として、プラス2.22%を見込みました。これは、令和8年度と9年度の平均値です。

次に、後期高齢者負担率につきましては、先ほど申し上げたとおり、今回は13.27%となり、現行の負担率から0.6ポイント上昇しました。

次の子ども・子育て支援金につきましては、子育てを社会全体で支えるための制度として、令和8年度から新たに保険料として徴収及び拠出するもので、年額10億4,000万円です。

次の令和6年度から開始した出産育児支援金につきましては、これまでは経過措置として50%軽減が適用されていましたが、令和8年度からは満額となり、年額5億2,000万円となります。

次の保険料賦課限度額ですが、医療分では現行80万円のところ85万円と、5万円の引き上げと合わせて今回新設する子ども分では、限度額が2万1,000円となります。

次の均等割と所得割の比率ですが、現行では、均等割56%、所得割44%ですが、近年の所得増加傾向を踏まえ、所得割の比率を微増させることとし、均等割55%、所得割45%としました。

次の医療分均等割7割軽減対象者へのさらなる軽減ですが、所得に応じて適用する均等割保険料軽減のうち7割軽減について、近年の物価上昇等への配慮から、そこから更に0.2割軽減することができる旨、国から通知がありましたので、令和8・9年度に当たっては7割軽減ではなく、7.2割軽減とさせていただきました。

次の医療財政調整基金は、当広域連合が設置しているもので、暦年の剰余金を積み立てているものになります。令和7年度末残高で69億円を見込んでいます。最後の新潟県が設置している財政安定化基金につきましては、その残高を令和7年度末で40億円と見込んでいます。

次に下の表を御覧ください。

これは被保険者数、1人当たり医療費など主要な項目について、年度別・時系列に、その実績と今後の予測値を示したものです。

一つ目の被保険者数は、令和7年度の見込み40万9,285人に対し、8年度予測は41万5,032人、9年度予測では42万161人と見込みました。

団塊の世代の方々が75歳に到達されてもなお、向こう数年は被保険者数の増加が続くものと見込んでいます。1人当たりの医療費と医療給付費につきましても、直近の実績を基に増加を予測するとともに、診療報酬の改定などを加味して算定した結果、令和8年度以降も増加していくものと見込んでいます。

医療給付費総額につきましても、被保険者数、1人当たり医療給付費がいずれも増加していくことから、同様に増加するものと予測しています。

次に25ページ、「算定結果」の「(ア) 収支の見込み」を御覧ください。

左側のグラフ、令和6・7年度の2か年の収支見込みは、5,934億円となる見込みです。中央のグラフ、令和8・9年度の2か年の収支見込みは、先ほど申し上げました「算定の条件」を基に計算したところ、収支見込み6,646億円で、令和6・7年度と比較して712億円の増加見込みとなりました。

なお、右端の10・11年度の2年間の収支見込みを同じ条件で算定したところ、7,153億円、507億円の増加となりました。

中央の令和8・9年度のグラフに戻っていただきまして、6,646億円と見込んだ支出に対する財源を試算しますと、795億円を保険料収入で賄わなければなりません。今回は剰余金の約7割である49億円を活用し、保険料等を746億円とし、保険料率の上昇幅を抑制させていただきました。

なお、剰余金の残額20億円と県が設置する財政安定化基金につきましても、令和10年度以降の医療費の増加や、後期高齢者負担率の更なる引き上げなどを見据えて、今回は活用せずに、今後の備えに充てさせていただきます。

以上をもとに算出した結果が、下段の「(イ) 新保険料率案(医療分)」になります。

均等割額を49,200円とし、現行より5,000円増に、所得割率は現行と同様8.61%となり、軽減制度を適用後の平均保険料は、年間70,228円となります。

次に26ページ、「剰余金を活用した場合の算定結果の比較」を御覧ください。

これは、基礎数値等の算定条件をそのままとし、令和8・9年度、10・11年度、12・13年度の試算を比較したものとなっています。

A欄は、剰余金を活用しないケース、B欄は、剰余金を令和8・9年度に49億円、10・11年度に20億円を投入しますが、12・13年度には投入できないパターンです。C欄は、剰余金をB欄と同様に投入するほか、県の安定化基金を令和10・11年度に10億円、12・13年度に5億円を投入するパターンです。下の折れ線グ

ラフを御覧いただき、右側が 1 人当たり保険料額の伸び額、左側が保険料額の伸び率です。それぞれ、実線が試算パターン A、破線がパターン B、一点鎖線がパターン C です。

向こう 6 年間において、保険料率の改定が 3 回ありますが、改定時に生じる伸びが極力なだらかなものになるよう検討してまいりました。

その結果、パターン C を採用する方針とし、それをもって先月、新潟県と協議が整ったところです。

続いて、2 つ目の改正項目である「子ども・子育て支援金」についてです。

27 ページを御覧ください。

概要ですが、子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合いの仕組みで、令和 8 年度から支援金の徴収及び拠出が始まります。

令和 8 年度の後期高齢者医療制度が負担する支援金は、支援金総額 6,000 億円の 8 % で、その額が全国の広域連合間で被保険者数と所得の状況に応じて按分されます。

当広域連合が拠出する金額は、約 10.4 億円の見込みです。経過措置としまして、支援金総額は、令和 8 年度から 10 年度まで段階的に引き上げられ、令和 8 年度は 6,000 億円、令和 9 年度は 8,000 億円、令和 10 年度は 1 兆円となる見込みです。

なお、子ども分の保険料率は、単年度で計算するため、今回は令和 8 年度分のみ算定し、結果は新保険料率案のとおりです。子ども分の均等割額を 1,354 円、所得割率を 0.26% とし、これにより軽減制度を適用後の平均保険料は、年間 2,013 円となります。

次に、「(3) 改定保険料のモデルケース」についてです。

これは、単身世帯で年金収入のみの被保険者に係る保険料をモデルとして算定したものです。現行保険料と新保険料試算結果の比較をお示ししています。

なお、数値の記載に誤りがありましたので、本日、正誤表をお配りいたしました。また後ほど、ご確認くださるようお願いいたします。

また、被保険者の皆様の個々の保険料につきましては、それぞれの世帯や収入の状況により変わってまいりますので、ご承知おき願います。

次に、28 ページをお開きください。「直近 3 期における保険料率の他広域連合との比較」について説明します。

令和 2・3 年度、令和 4・5 年度、現行の令和 6・7 年度におけるそれぞれの保険料率の全国順位についてお示ししています。

令和6・7年度では均等割額45位、所得割率46位、1人当たり平均保険料額44位となっており、当広域連合の順位は全国的に見て低い位置にあります。

今回の料率の改定については、全国の各広域連合の保険料率がまだ決定されていませんので、新しい順位はわかりませんが、算定条件には共通のものが多いことから、当広域連合の全国順位はこれまでと同様に低くなるものと考えています。

次に、3つ目の改正項目である「保険料賦課限度額の引き上げ」についてです。29ページを御覧ください。

「(4) 保険料賦課限度額の引き上げ」については、国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、令和8年度から保険料の賦課限度額が、80万円から85万円に引き上げられるものです。

これによる県全体の影響についてですが、影響人数は約250人、影響金額は年額で約1億7,000万円と見込んでいます。

次に、4つ目の改正項目である「保険料軽減対象者の拡充」についてです。

「(5) 保険料軽減対象者の拡充」については、令和8年度から低所得者の均等割5割軽減と2割軽減の軽減判定基準を見直し、保険料軽減の対象を拡充するものです。

具体的には、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げるものです。

これによる影響人数としては、5割軽減では約1,145人、2割軽減では約237人、対象者が増えるの見込んでいます。その影響額については、記載のとおりです。

以上、保険料率改定などの改正項目の内容について説明いたしました。

資料9ページにお戻りください。

「2 条例改正の概要」をご覧ください。

改正を行う具体的な条項について、説明します。

なお、11ページ以降に条例の新旧対照表を掲載していますので、適宜あわせてご覧ください。

「(1) 保険料の賦課額の改定」については、第5条の賦課額の規定に基礎賦課額、これまでの説明のなかで医療分と申し上げてきた部分を指しますが、それと子ども分の賦課額を定めます。

「(2) 医療分の保険料率の改定」については、第10条に規定する対象年度と均等割額の数値をそれぞれ改めます。なお、所得割率については、前回改正と同率のため、条例改正は行いません。

「(3) 子ども分の保険料率の追加」については、第 10 条の 2 に子ども分の所得割率の算定に係る規定を、第 10 条の 3 に子ども分の均等割額の算定に係る規定を、第 10 条の 4 に子ども分の所得割率及び均等割額の適用に係る規定を、第 10 条の 5 に子ども分の所得割率を 0.0026 とする規定を、第 10 条の 6 に子ども分の均等割額を 1,354 円とする規定を、第 13 条の 2 に子ども分の賦課総額の算定に係る規定をそれぞれ新設します。

「(4) 医療分の保険料賦課限度額の引き上げ」については、第 11 条に規定する金額を 80 万円から 85 万円に改めます。

「(5) 子ども分の保険料賦課限度額の追加」については、第 11 条の 2 に子ども分の賦課限度額を 2 万 1,000 円とする規定を新設します。

「(6) 保険料軽減判定基準額の見直しによる軽減対象者数の拡充」については、第 15 条で規定する所得の少ない者に係る保険料の減額について、均等割 5 割軽減の対象者に乗ずる金額を 30 万 5,000 円から 31 万円に、均等割 2 割軽減の対象者に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円にそれぞれ改めます。

「(7) 令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例の追加」については、附則に令和 8 年度及び 9 年度において、医療分の均等割 7 割軽減を均等割 7.2 割軽減とすることができる規定を新設します。

「(8) その他所要の整理」を行います。

改正後の条例施行日は本年 4 月 1 日です。

以上、議案第 2 号「後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」説明いたしました。

この度の保険料率の改定では、子ども分の保険料の追加も含め、料率を上げることとなり、被保険者の皆様からは、応分の負担をお願いしなければいけないことから、議決をいただきました折には、被保険者の皆様、ご家族の皆様に対しまして、丁寧な説明と周知・広報に努めてまいります。

次に、31 ページを御覧ください。

議案第 3 号、「令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」です。

おめぐりいただき、33 ページ、「補正額」は歳入歳出予算ともに 1,710 万円の増額です。

「補正理由」は国庫支出金を活用し、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等の取組に係る所要額を増額するほか、出産育児支援金の減額と合わせて、特別高額医療費共同事業拠出金及び過年度保険料還付金の精算に係る所要額を増額するものです。

次に、当初予算（案）について説明します。

35 ページを御覧ください。

議案第 4 号「令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」です。

おめくりいただいて、37 ページ「議案第 4 号 関係資料」です。予算総額は歳入歳出ともに、17 億 2,361 万 6,000 円で、前年度と比べ 592 万 9,000 円、率にして 3.3%の減となっています。

【歳入予算】の主なものについて説明します。分担金及び負担金は、事務局の運営に係る費用を共通経費負担金として各市町村から御負担いただくもので、17 億 2,179 万円です。

なお、参考として、市町村別の内訳を 39 ページの資料に記載しています。国庫支出金は、被保険者、医療関係者、行政関係者等の意見を聴取する場として設定している医療懇談会等の運営に対する交付金で 55 万 8,000 円です。

次に、【歳出予算】の主なものを説明します。

総務費では、一般管理事務費として、事務局運営費及び特別会計の事務経費に対する繰入金を計上し、職員派遣関係経費として、総務課等職員の人件費負担金などの経費を計上しています。増減の主なものとして、減額となった主な理由を記載していますが、その理由としては、市町村間ネットワーク回線の切り替え及び標準システムのクラウド移行関連経費の減に伴う特別会計予算への繰入金が減少したことによるものです。

次に、41 ページ、議案第 5 号「令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」です。

おめくりいただいて 43 ページ、予算総額は 3,246 億 4,611 万 6,000 円で、前年度に比べ 186 億 9,855 万 9,000 円、6.1%の増となります。

【歳入予算】の主なものについて説明します。

市町村支出金のうち保険料等負担金は、市町村で徴収いただいています保険料と、低所得者などに対する保険料軽減分の負担金、療養給付費負担金は、歳出の療養諸費のうち、公費負担対象者分について、市町村における公費負担分 12 分の 1 をそれぞれ市町村から御負担いただくものです。

なお、「市町村支出金」の市町村別の内訳を 45 ページに記載しています。

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費などの対象経費を基にしたそれぞれの法定負担率による負担額となっています。

また、繰入金のうち、事務費繰入金については、医療給付に係る事務的経費の財源として一般会計から繰り入れるもの、医療財政調整基金繰入金は、保険料の上昇抑制のために当広域連合に設置しております医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

続いて【歳出予算】です。

総務費では、総務管理費として、業務課職員の人件費負担金を含む業務一般管

理費、資格確認書の作成や審査支払電算処理などの医療給付経費、電算システム経費のほか、後発医薬品差額通知事業や重複・頻回受診者訪問相談事業といった医療費適正化推進事業に係る経費などです。

保険給付費は、医療等の給付に係る費用で、療養諸費として、療養給付費、食事・生活療養費などの経費、高額療養諸費、その他医療給付費として葬祭費を計上しています。

次の保健事業費では、健康診査事業費については、市町村から協力をいただきながら実施しています健康診査と歯科健康診査の市町村への業務委託料、その他健康保持増進事業については、低栄養・歯科・服薬に関する訪問相談事業に係る経費などの低栄養・重症化予防業務委託料、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係る委託料、市町村が実施する保健事業に対する特別対策補助金などです。

表下に記載しています「増減の主なもの」について説明します。

増額となった主なものは、保険給付費の増としまして、1人当たり医療費の上昇及び被保険者数の増加によって給付費が増加する見込みであることによるものです。

次の支払基金拠出金の増としましては、出産育児支援金の拠出率の増加及び子ども・子育て支援納付金の開始に伴う増加によるものです。減額の主な要因については、電算システム経費の減としまして、一般会計でも申し上げましたが、市町村間ネットワーク回線の切り替え及び標準システムのクラウド移行関連経費の減によるもののほか、業務一般管理事務費に計上する指定金融機関との協定に基づく公金取扱手数料の減、医療費適正化推進事業費に計上するジェネリック医薬品差額通知の発送通数等の減によるものです。

最後に訂正をお願いいたします。35 ページを御覧ください。一般会計予算の説明で、議案第4号の関係資料で、一般会計の予算総額歳入歳出共に、17億2,361万6,000円で、前年度との比較ということで、592万9,000円ということで発言させてもらいましたが、正しくは5,929万円の誤りでしたので、訂正をお願いいたします。

以上で、議案第1号から第5号の補足説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

それでは、これより議案第1号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第1号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第3号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第4号「令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第5号「令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号「令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

これで、本日の日程は全て終了しました。

以上をもちまして、令和8年2月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後1時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

吉泉 幸一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

山本 博文

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

神丸 勝博